

東京科学大学 国際経験規範（学生向け）

1. 国際経験の目的

本学では、「科学と技術の力で世界に貢献する人材」の育成を大目的に掲げており、このような人材には、国際的な経験とコモンランゲージである英語の運用力が必須である。特に前者の国際的な経験としては、以下に示すような、大学の授業だけでは修得しにくい俯瞰的・多角的な見方や考え方を身につけるのに有効な留学や留学以外の活動を、本学学生に強く推奨するものである。

2. 国際経験により養われるべき素養

留学や留学以外の国際的な活動による異文化交流の体験を通し、以下の3つに関わる意識、態度、能力を能動的に養う。

1) 視野の拡大:

自身の固定観念に執着せず俯瞰的な視野に立って、グローバルな問題と自身の関わり等について、そのつながりや広がりを理解し、新しい価値観を得る。

2) グローバルコミュニケーション力の向上:

異なる母語や価値観を持つ相手に対し、自身の意見や知識を分かりやすく伝え相手の意見を聞き、意見交換をし、相互理解を深める。

3) 多様性の尊重と協働:

自身のアイデンティティについての自覚をもとに、自身と異なる慣習、常識等を尊重し、他者と協働できるようになる。

3. 国際経験の対象学生

学生の所属により、以下の期間で上記すべての素養が育成されることが望ましい。

理工学系: 修士課程修了まで

医歯学系: 学士課程修了まで

なお、既に十分に国際経験があると判断された学生（例: 外国人留学生、帰国子女、本学以外の学士課程在学中に留学した修士学生など）であっても、推奨することは妨げない。

注）・上記課程修了までに、すべての素養が培われることが望ましいため、国際経験の学修効果を検証し、素養の向上が不十分であったとなった場合、学生には補完する活動に参加することを推奨する。

・ グローバル教育オプション、グローバル理工人育成コース修了生及びHealth Sciences Leadership Program修了生は、ここで挙げた素養が養われているものと認定する。

4. 国際経験の認定範囲

4-1 留学

留学とは、原則として、教育研究に関連する外国での 31 日以上活動※であり、留学願の提出・承認の手続きを経ることとする。基本的に留学は、上記の素養が養われるものと判断する。ただし、以下に述べるように留学の学修効果を検証した際に、素養の育成が不十分であるとされた場合、学生にはそれを補完する活動に参加することを推奨する。

※ただし、例外的に以下の活動については、31 日未満でも「留学」の対象とする

1) 外国の大学で履修した授業科目を本学の単位に認定する予定の活動

2) その他、各学院・系・コース・学部及び研究科において「留学」への身分異動が必要となる活動

4-2 留学以外

留学以外で国際経験として認められるものは大きく以下の3つに分けられる。

① 全学対象の授業科目、イベント等

② 学科毎に実施の授業科目、イベント等

③ 個人活動（国際経験により養われる素養を満たす特筆すべき活動）

③については、以下の手順で認定を行う。

理工学系: ポートフォリオ上で記録し、アカデミック・アドバイザーまたは指導教員が承認する。

医歯学系：学生個人の活動については学生がFormsにて申請、各学科の国際関係委員会及び教育委員会が承認する。

国際経験の認定対象となり得る個人活動(例)は以下【参考】の通り。例示項目に限らず、学生が活動した内容、その活動を外国語で実施したか等を確認し、「2. 国際経験により養われるべき素養」3点が十分に養われると判断される活動のみ認定可。

【参考】国際経験の認定対象となり得る個人活動(例)

留学以外の国際的な活動の具体例	
海外	国際学会で発表・質疑応答（注1）
	研究室による国際共同研究派遣
	国際共著論文
	本学以外が実施する派遣プログラム、国際機関や企業等での海外インターンシップ等
国内	国際学会で発表・質疑応答（注1）
	外国人教員との共同研究または研究指導
	留学生等が参加するシーズンプログラム
	国際機関や外資系企業等でのインターンシップ
	留学生との交流 （全学、各学院・系、コース、各学部・研究科のほか学内組織が主催する国際交流イベント、研究室等での共同研究の実施、研究指導や、学生寮、その他留学生向けメンタリング等）。
	外国人教員・研究者との学術的・実践的交流（講義・講演への参加・質疑応答・ディスカッション等）
オンライン	国際学会で発表・質疑応答（注1）
	国際共同研究打合わせ
	国際機関や外資系企業等でのインターンシップ

注 1：研究発表だけでなく、他の発表への質疑応答や参加者とのコミュニケーションがなされることが必要。